

QB HOUSE
HAIR
CUT
SPACE
理美容業界の規制緩和要望書

2015年2月20日
キュービーネット株式会社

持続的な経済成長のために、真に必要な規制緩和をすすめたい

アベノミクスで掲げる「**持続的な経済成長（富の拡大 / GDP成長率3%）**」のため、金融政策・財政政策に続く第3の矢「**民間投資を喚起する成長戦略**」が放たれ、成長戦略の施策が順次実行され、その効果が表れつつあります。この度は、「**規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮できる社会へ**」向かって進んでゆくための規制緩和について、弊社より要望を提言させていただきます。

この要望（規制緩和）が実現されれば、**雇用・就労促進**が進み、**企業業績が向上**し、従業員の**待遇改善**（＝賃金増加）に繋がり、**業界の全体最適**に繋がります。

昭和初期に制定された理容師法・美容師法の条項や通達と、現代における消費実態との乖離がますます広がっております。実態に即したルールに変更することで、**お客さまの満足度の向上**、そして**理美容師の働きやすさの向上**、そして**企業の稼ぐ力の向上**に資すると確信しております。

理美容業に係る規制について、下記の規制緩和を提言いたします。

（短期的には）

同一店舗における理容所・美容所の重複開設届を認め、理容師・美容師の混在勤務を認めるべき

（長期的には）

理容師及び美容師の資格制度を統一すべき

お客さま（ユーザー）の視点から ～ 趣向の変化への対応 ～

- ・男性の約5割、若年層に至っては7割が美容室を利用しており、消費者側がお店を選ぶ時代となっています。
- ・男性は理容所で理容師に、女性は美容所で美容師にサービスを受けるという、性別による区分けは実態に即していません。
- ・雰囲気やメニュー、サービス内容によってお店を選ぶのであって、理容所であるか美容所であるかは重要視されていません。

従事者（有資格）の視点から ～ 働き方の多様化への対応 ～

- ・現状では、子育てを終えた美容師が、近隣の理容室で勤務できません。
- ・現状では、理容所を経営している父親のお店で美容師の息子が働けません。
- ・現状では、美容師が理容所で働こうとすると、理容師免許を一から時間と費用をかけて取り直さなくてはなりません。

グローバルの視点から ～ 世界基準への適応 ～

- ・欧米・アジアを含め、理容と美容は一体化してきており、わが国でもルールを世界基準に適応すべきであります。
- ・先進国である欧米、例えばニューヨーク州においては資格制度はあるものの、免許保有者の下で修業したことを示す証明書、あるいは、外国を含む州以外で資格を取得し、一定期間実務に携わっていたことを示す証明書があれば資格取得者とみなされ、理容師・美容師として仕事ができます。
- ・「QBハウス」はヘアカット専門店として国内489店、海外94店を展開しており、シンガポール、香港、台湾、タイ、マレーシアでは、理容師・美容師の免許制度はなく、また店舗による男女の利用区分はありません。

同一施設で理容所・美容所重複届が認められることで、就労・雇用の機会損失を減らすことができます。これにより、従業者・企業のみならず、お客さま（ユーザー）も大きな利点を得ることとなります。

参考資料

理容師法・美容師法の概要



	理容師法（S22.12.24 法律第234号）	美容師法（S32.6.3 法律第163号）
理容・美容とは	<u>頭髪の刈込、顔そり等</u> の方法により、容姿を整えること。（第1条の2）	<u>パーマントウェーブ、結髪、化粧等</u> の方法により、容姿を美しくすること。（第2条）
理容師・美容師	理容を業とする者（第1条の2第2項）	厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者（第2条第2項）
理容所・美容所	理容の業を行うために設けられた施設（第1条の2第3項）	美容の業を行うために設けられた施設（第2条第3項）
免許	理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。（第2条）	美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。（第3条）
無免許営業の禁止	理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。（第6条）	美容師でなければ、美容を業としてはならない。（第6条）
理容所・美容所以外での営業禁止	理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。（第6条の2）	美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。（第7条）
講ずべき措置	皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置（第9条）	皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置（第8条）



つまり、上記のとおり、顔そりやパーマントウェーブなどの方法の差異を除けば
言葉・文字の違いがあるだけで、両法間に実質的な内容の違いはありません。

理容師法・美容師法の概要（通達）



理容師法（S22.12.24 法律第234号）

美容師法（S32.6.3 法律第163号）

その他通達

【理容師法の運用に関する件（昭和23年12月8日 衛発第382号）】

- ・化粧に付随した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師がこれを行ってもさしつかえない。
- ・**理容の施設と美容の施設とはそれぞれ別個に設けなければならない。**

【理容師法及び美容師法の運用について（昭和53年12月5日 環指第149号）】

- ・**理容師の行うコールドパーマメントウェーブ**について
理容師が刈込み等の行為に伴う理容行為の一環として
男子に対し仕上げを目的とするコールドパーマメントウェーブを行うことは差し支えないが、
これ以外のコールドパーマメントウェーブは行ってはならないこと。
- ・**美容師の行うカツテイング**について
美容師が**コールドパーマメントウェーブ等の行為に伴う美容行為の一環として、**
カツテイングを行うことは、その対象の性別の如何を問わず差し支えないこと。
また、女性に対するカツテイングは、コールドパーマメントウェーブ等の行為との関連の有無にかかわらず行って差し支えないこと。
しかしこれ以外のカツテイングは行ってはならないこと。

つまり、杓子定規に解釈すると以下のとおりとなるが、実態はそうではないことは明白である。

【理容師】

男性客の仕上げ目的のパーマは認めるが、単独のパーマは不可
女性客のパーマは不可
カットは男女どちらもできる

【美容師】

男性客のパーマに付随するカットは認めるが、単独のカットは不可
女性客のカットはできる
パーマは男女どちらもできる



施術内容が（カットのみで）同じ、（衛生上の）講ずべき措置も同じ、なおかつ必要な設備・備品も同じであるということは、同一施設を理容所かつ美容所として重複登録することになんら問題は無いと考えます。

参考資料